

福岡県公報

平成22年10月27日
第3177号

目次

告示(第1679号 - 第1691号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
廃川敷地等の発生	(河川課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
公 告			
落札者等の公示	(警察本部会計課課)	5
第39回採石業務管理者試験の合格者の発表	(工業保安課)	5
旅行業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(国際経済観光課)	6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6

海区漁業調整委員会

ウナギの採捕の制限

(漁業管理課) 6

告 示

福岡県告示第1679号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原2420番1、2423番1、2424番2及び2424番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡志免町志免東三丁目14番18号
株式会社 まつだ
代表取締役 松田 祐子

福岡県告示第1680号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大土居3丁目11-2、12-1から12-26まで、及び65-2並びに松ヶ丘3丁目195-7、195-16、200-2から200-4及び200-6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号
九州八重洲株式会社
代表取締役 山口 元嗣

福岡県告示第1681号

定期発行日 毎週月水金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号
福岡県総務部行政経営企画課(電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷(電話 092-611-4431)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) 新宮中央駅前プロジェクト13街区
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 (E13-2街区)

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

店舗の立地が駅前ということから、店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高くなると思われる。また、店舗の立地により周辺の歩道等の見通しが悪化し、夜間に周辺を通行することが安全上問題となることが予想されるため、敷地南側道路も含め、夜間照明設備の設置等の配慮をお願いしたい。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし

福岡県告示第1682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンスーパーセンター志摩店
- (2) 所在地 福岡県糸島市志摩津和崎29番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1683号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市名残字大日1551番1及び1551番6、字中尾浦1571番5、1571番6、1571番60から1571番64まで、1574番4から1574番6まで、1575番1、1575番8から1575番12まで、1575番18から1575番20まで、1575番22及び1575番24並びに葉山2丁目114番2及び114番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松1丁目7番15号
株式会社 ホンダカーズ北九州
代表取締役 梶谷 利徳

福岡県告示第1684号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県田川県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

遠賀川水系中元寺川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成22年6月30日

3 廃川敷地等の位置

田川郡川崎町大字川崎字界ヶ坪2386 - 3

田川郡川崎町大字川崎字太田井手2391 - 4

田川郡川崎町大字川崎字帯田2392 - 2

田川郡川崎町大字川崎字桑ノ木丸2393 - 10

田川郡川崎町大字川崎字桑ノ木丸2395 - 4

田川郡川崎町大字川崎字桑ノ木丸2396 - 9

田川郡川崎町大字川崎字桑ノ木丸2825 - 4

田川郡川崎町大字川崎字桑ノ木丸2825 - 5

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1611.94㎡

福岡県告示第1685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	八 女 線 香 春	前	八女市上陽町久木原2422番1先から 八女市上陽町久木原1018番1先まで	4.6 ～ 15.5	2,309.0
			前	同上	9.0 ～ 30.5	2,140.0
			後	八女市上陽町久木原2422番1先から 八女市上陽町久木原1105番1先から	4.6 ～ 15.5	2,349.0
			後	同上	11.5 ～ 34.5	2,180.0

福岡県告示第1686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	八 女 線 香 春	八女市上陽町久木原2422番1先から 八女市上陽町久木原1105番1先まで

福岡県告示第1687号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示 第2070号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1688号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月8日農林水産省告示第1377号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月21日農林水産省告示第1011号（3及び5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1690号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1103号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1691号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1594号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

原動機付自転車賃貸

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成22年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所
福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

46,547,550円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成22年8月6日

公告

第39回採石業務管理者試験（平成22年10月8日実施）の合格者を次のように発表する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

合格者受験番号

4	7	10	13	16	17
18	27	28	30	32	36
41	42	45	46		

公告

旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

登録番号	名称及び代表者の氏名	所在地
福岡県知事登録 旅行業第3-516号	有限会社ピーツーリスト 取締役 番匠 美紀	福岡市中央区桜坂2丁目1-3

2 聴聞期日及び場所

平成22年11月10日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階商工部会議室

3 聴聞の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年10月13日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
堀江組	飯塚市口原 258-1	堀江 ヨシ子	平成18年11月10日 福岡県知事許可（般-18） 第30063号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年10月27日から平成22年11月2日までの7日間

4 処分の原因となった事実

堀江組は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同法の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成22年10月27日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 小原博義

1 採捕の制限

ウナギを採捕してはならない。ただし、釣りによる採捕及び福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市有明町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 採捕禁止時期

1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

平成23年1月1日から平成25年3月31日まで